

第46回 抗議デモ・学習会

2023年5月13日(土)



↑ 雨の中、4年ぶりの抗議デモ

← 抗議文の読み上げ
ひかりの輪の居住施設前にて

講演「団体規制法 — 再発防止処分について」

講師：弁護士 滝本 太郎 氏



於、烏山区民会館ホール



抗 議 文

オウム真理教だったアレフ・ひかりの輪・山田らの集団に対して、23年以上に渡る8回目の観察処分が続いているが、この3月、アレフに対して再発防止処分が決定した。まさか簡単に再発防止処分を受けるとは大変な驚きである。観察処分は3か月ごとに信者の名簿と資金の変化を公安調査庁に報告しなければならない。しかし、再三の提出要求にも関わらず一部の資料を提出しなかった。

アレフはオウム真理教被害者支援機構から賠償金の支払いを求める裁判で敗訴をして、10億2千5百万円の支払い命令を受けている。公安調査庁の立入検査では12億円以上の資金があることが分かっていたが、賠償金の支払いが滞り始めた頃には、資産は数千万円だと報告をしている。いったいどこに隠したのか。信者が手分けして隠しているのだろうか。その為に信者の名簿や資金の移動を報告することが出来ないのだろうか。あえて再発防止処分を受けてでもお金は出さない。賠償金逃れを目論んでいるのか。12億円の資金でいったい何を企んでいるのか。

ひかりの輪はネットやSNSを使い、事件を知らない若者などの人生相談を行っている。オウム真理教の犯罪を目の当たりにし、オウム真理教時代に幹部の一人だった上祐が、正体を隠して、今更、聖人君子の如く若者に道を説くというのも滑稽な話である。

ひかりの輪の南烏山施設は、警察も公安調査庁も、そして我々住民協議会もそれぞれ詰所を持ってオウム真理教を監視している。こんなに監視の厳しい場所は日本中に無いだろう。もうそろそろ、ひかりの輪を解散して、信者をそれぞれ自由にさせたらどうか。解散後の生活を考えるのなら、その相談にも乗る用意はある。上祐の決断次第だ。

今後もひかりの輪が、このまま活動を続けるのであれば、我々は粘り強く反対運動を続け、解散・解体するまで闘うことを宣言する。

令和5年5月13日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会 長 古 馬 一 行